総 財 公 第 10 号 総 財 務 第 21 号 総 行 情 第 20 号 地公機調第 185 号 令和 5 年 2 月 28 日

各都道府県総務部長 (財職・市区町相当課・公共施設マネジメント担当課・DX推進担当課い) 各都道府県企業管理者 各指定都市総務・財政局長 各指定都市企業管理者 関係一部事務組合管理者・企業団企業長

> 総務省自治財政局公営企業課長 (公 印 省 略) 総務省自治財政局財務調査課長 (公 印 省 略) 総務省自治行政局地域情報化企画室長 (公 印 省 略) 地方公共団体金融機構地方支援部長 (公 印 省 略)

令和5年度の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 に係る派遣申請の照会について(第1次)

殿

地方公共団体等の財政運営・経営の質の向上を図るため、「「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の実施について(周知)」(令和4年12月23日付け事務連絡)のとおり、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を令和5年度も引き続き実施することとしたところです。

ついては、下記のとおり、アドバイザーの派遣について照会を行いますので、派遣を 希望する地方公共団体は、ご申請くださいますようお願いします。

特に、令和5年度においては、アドバイザーを派遣する支援分野に新たに地方公共団体のDX、首長・管理者向けトップセミナー及び公営企業におけるDX・GXの取組を創設することとしましたので、積極的にご活用いただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び公営企業(以下「市区町村等」という。)に対しても、この旨、速やかに周知いただくとともに、市区町村等に対し、本事業の積極的な活用を働きかけていただくようお願いします。また、課題達成

支援事業の対象となっている団体に対しては、災害対応が必要である等の特段の事情が ない限り令和5年度中に本事業を活用するよう働きかけをお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものです。

記

1. 実施要綱 別添1のとおりです。

- 2. 課題達成支援事業の対象となる団体 別添2のとおりです。
- 3. アドバイザーの取組分野一覧 別添3のとおりです。

4. アドバイザーの選択

総務省のホームページ(https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html)にアドバイザーリストを掲載していますので、派遣申請にあたり、参照してください。 貴都道府県内の市区町村等が、アドバイザー派遣を希望するものの、どのアドバイザーを選択すべきかわからず紹介を希望する場合には、まず貴都道府県の市区町村担当課及びDX推進担当課において、当該市区町村等に対するアドバイザーの紹介に御協力いただくとともに、それでも困難な場合は、総務省へ連絡してください。

また、アドバイザーについては、別添3のとおり、アドバイザーごとに対象事業や 取組分野が異なりますので、上記紹介を依頼する際には、市区町村等における課題と して当てはまるものをお知らせください。

なお、「「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」に係るアドバイザーの推薦について(依頼)」(令和4年12月27日付け事務連絡)に記載のとおり、アドバイザーについては、アドバイザーリスト公表後も、地方公共団体からの推薦等により随時追加することとしていることから、引き続きアドバイザーの推薦に御協力いただきますようお願いします。

5. 申請方法

派遣を希望する地方公共団体は、アドバイザーリストから派遣を希望するアドバイザーを選択するとともに、当該アドバイザーとの間で派遣時期等について調整し、地方公共団体金融機構が定める「令和5年度 地方公共団体の経営・財務マネジメント

強化事業実施の手引き(ver. 1)」に基づき Web システムに必要事項を入力の上、ご申請ください。

都道府県の市区町村担当課及びDX推進担当課におかれては、貴都道府県内の市区町村分(指定都市を含む。)の申請状況をWebシステム上で適宜ご確認いただきますようお願いします。

6. Web システム

https://keieizaimu.jfm.go.jp

(Microsoft Edge 又は Google Chrome を用いてアクセスしていただくようお願いします。)

7. 提出期限

令和5年3月31日(金)

【担当】

(総括的事項、公営企業関連事項)

総務省自治財政局公営企業課経営支援係

TEL: 03-5253-5635

E-mail: koueityousa@soumu.go.jp

(地方公会計関連事項)

総務省自治財政局財務調査課公会計係

TEL: 03-5253-5647

E-mail: chihou-koukaikei@soumu.go.jp

(公共施設等総合管理計画関連事項)

総務省自治財政局財務調査課企画係

TEL: 03-5253-5647

E-mail: k-management@soumu.go.jp

(地方公共団体のDX関連事項(公営企業関係は除く))

総務省自治行政局地域情報化企画室地域情報化第一係

TEL: 03-5253-5525

E-mail: tiikijouhou@soumu.go.jp

(地方公共団体金融機構に係る事項)

地方公共団体金融機構地方支援部調査企画課

TEL: 03-3539-2676

E-mail: chousakikaku@jfm.go.jp

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 実施要綱

1. 趣旨

人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行う必要性が高まっている。

このため、総務省及び地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)は、次に掲げる地方公共団体等に係る経営・財務マネジメントを強化し、財政運営・経営の質の向上を図るため、支援事業を行う。

【支援事業の対象となる地方公共団体等】

- (1) 市区町村(公営企業を除く。)
- (2) 市区町村の公営企業
- (3) 市区町村を設立団体とする公営企業型地方独立行政法人(都道府県が設立団体として加わっているものも含む。)
- (4) 第三セクター(地方公共団体が出資又は出えん(以下「出資」という。)を行っている一般・公益社団法人及び一般・公益財団法人並びに会社法法人をいう。)のうち、市区町村が出資するもの(都道府県が出資団体として加わっているものも含む。)で地方公共団体の出資割合が25%以上のもの
- (5) 都道府県(公営企業を除く。)

なお、この要綱における用語を以下のとおりとする。

- ・「地方公共団体等」・・・・・・(1)から(5)までの総称
- ・「市区町村・公営企業等」・・・・(1)から(4)までの総称
- ・「市区町村・公営企業」・・・・・(1)及び(2)の総称
- ・「地方公共団体」・・・・・・・(1)、(2)及び(5)の総称

2. 支援内容

3. に掲げる支援の方法により、地方公共団体に対し、以下の支援分野に係る課題に対応する専門的な知識を有する人材(地方公共団体等の職員若しくは退職者、公認会計士、医師、学識経験者又は経営コンサルタント等。以下「アドバイザー」という。)を派遣する。

なお、アドバイザーの派遣に係る費用(謝金及び旅費)は、別に定めるとおり、 機構が負担する。

【アドバイザーを派遣する支援分野】

(1) 公営企業・第三セクター等の経営改革に関すること(DX・GXの取組、経営 戦略の改定・経営改善、公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組、上下 水道の広域化等、第三セクターの経営健全化)

- (2) 公営企業会計の適用に関すること
- (3) 地方公会計の整備・活用に関すること
- (4) 公共施設等総合管理計画の見直し・実行に関すること(公共施設マネジメント)
- (5) 地方公共団体のDXに関すること(情報システムの標準化・共通化、マイナン バーカードの利活用の推進、行政手続のオンライン化、データ利活用・EBPM、 BPR・業務改革、デジタル人材の育成)
- (6) 首長・管理者向けトップセミナー(啓発・研修事業に限る。)

|3. 支援の方法

地方公共団体は、その状況に応じ、次の3つのメニューによるアドバイザーの派遣を受けることができる。

(1) 課題対応アドバイス事業

市区町村・公営企業が、2. に掲げる支援分野について、財政運営・経営の改善等に向けたアドバイスを必要とする場合にアドバイザーを派遣する。

(2) 課題達成支援事業

- 2. に掲げる支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウ等が不足するために課題の達成が困難となっている以下の①から⑤に掲げる市区町村・公営企業に対して、技術的・専門的な支援を必要とする場合にアドバイザーを派遣する。
- ① 経営戦略の策定予定年度が「令和5年度以降」又は「未定」の市区町村の公営企業
- ② 人口(官報で公表された平成22年国勢調査の結果による人口をいう。以下同じ。)3万人以上の市町村における下水道事業(集落排水及び合併浄化槽に限る。)及び人口3万人未満の市町村における重点事業(下水道事業及び簡易水道事業をいう。)で公営企業会計への移行予定時期が「令和6年4月2日以降」又は「未定」の公営企業
- ③ 財務書類又は固定資産台帳について、令和2年度決算分は令和4年3月31日まで、令和3年度決算分は令和5年3月31日までにいずれも作成・更新をしていない市区町村
- ④ 「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知)における必須事項を盛り込んだ公共施設等総合管理計画の見直しの完了が令和5年度以降となる市区町村
- ⑤ 令和5年1月末時点で、市区町村の進捗管理等支援ツール(標準化PMOツ

ール)において全ての業務について、「①-1 推進体制案の作成」を未実施と報告している町村

(3) 啓発・研修事業

都道府県が、2. に掲げる支援分野について、都道府県内の市区町村・公営企業等に対する研修会・相談会を開催する場合に、当該研修会・相談会の講師として、アドバイザーを派遣する。

4. アドバイザーの派遣回数・派遣人数等

- (1) 課題対応アドバイス事業及び課題達成支援事業
 - ① 派遣回数・派遣人数

一の市区町村・公営企業に対するアドバイザーの派遣について、派遣回数は 2. に掲げる支援分野の別ごとに年5回以内、派遣人数は1回につき1名とす ることを原則とする。

ただし、課題の重要性や困難性に鑑み、派遣回数又は派遣人数を増やす特別の必要がある場合には、その理由を本事業のWebシステムに登録した上で追加できるものとする。なお、上記原則に定める派遣回数又は派遣人数を著しく上回る場合には、あらかじめ機構と協議を行うこととする。

- ② アドバイスの時間
 - 一回の派遣につき、アドバイスの時間は3時間以上とする。

(2) 啓発・研修事業

① 派遣回数・派遣人数

一の都道府県に対するアドバイザーの派遣について、派遣回数は2. に掲げる支援分野に係るものを合わせて年 10 回以内、派遣人数は1回につき1名とすることを原則とする。

ただし、課題の重要性や困難性に鑑み、派遣回数又は派遣人数を増やす必要がある場合には、その理由を本事業のWebシステムに登録した上で追加できるものとする。

- ② アドバイスの時間
 - 一回の派遣につき、アドバイスの時間は3時間以上とする。

ただし、首長・管理者向けトップセミナーにおけるアドバイスの時間は原則 2時間以内とする。

5. 派遣するアドバイザーについて

- (1) 総務省は、2. に掲げる支援分野に係るアドバイザーリストを作成する。
- (2) 総務省は、作成したアドバイザーリストをHPに公表する。

(3) 総務省は、アドバイザーの追加登録など、アドバイザーリストについて必要に 応じて随時追加・更新することとし、リストを追加・更新した場合にはHPに公表する。

6. 申込方法

- (1) アドバイザーの派遣を希望する地方公共団体(以下「申請団体」という。) は、 総務省が作成したアドバイザーリストから派遣を希望するアドバイザーを選択 するとともに、当該アドバイザーとの間で年間派遣回数及び派遣予定日・時期に ついて調整し、別に定める「派遣申請書」の情報を Web システムに登録すること とする。
- (2) 市区町村・公営企業において、支援分野について課題があり、アドバイザーの 派遣を希望するものの、どのアドバイザーを選択すべきか分からない、又は希望 するアドバイザーとの調整ができない等の場合には、総務省及び都道府県におい て助言が可能なアドバイザーを紹介することとする。

なお、市区町村・公営企業が当該紹介を希望する場合は、まず、都道府県の市 区町村担当課又はDX推進担当課に紹介を依頼し、それでも困難な場合のみ総務 省へ連絡するものとする。

7. 派遣の決定等

(1) 派遣の決定

申請団体から「派遣申請書」の情報の登録があった場合、総務省及び機構は、速やかに当該申請団体の状況が3.に掲げる支援の方法・対象団体に合致することを確認した上で、当該申請団体に対して別に定める「支援決定書」をWebシステムにより通知する。

(2) 派遣の変更・中止

アドバイザーの派遣決定を受けた地方公共団体が、アドバイザー派遣に係る日時・回数・人数等の申請内容を変更しようとする場合又はやむを得ない事情により派遣の受入れを中止しようとする場合には、別に定める「派遣変更・中止申請書」の情報を Web システムに登録することとする。

8. 事業実施の報告

(1)派遣1回ごとの派遣受入団体からの実施報告

アドバイザーの派遣を受けた地方公共団体(以下「派遣受入団体」という。)は、派遣が1回終了する都度、当該派遣終了日の翌日から起算して14日以内に、以下の項目を記載した「実施報告書」をWebシステムにより提出することとする。

・前回派遣においてアドバイザーからの助言を受け対応した内容(2回目から)

- ・アドバイザーから助言のあった内容
- ・アドバイザーからの助言を踏まえた派遣受入団体の今後の対応方針
- ・次回までに派遣受入団体において整理しておく事項

(2) 派遣1回ごとのアドバイザーからの実施報告

課題対応アドバイス事業及び課題達成支援事業により市区町村・公営企業へ派遣されたアドバイザーは、派遣が1回終了する都度、当該派遣終了日の翌日から起算して14日以内に、別に定める「アドバイス実施報告書」をWebシステムにより提出することとする。

(3) 派遣受入団体からの実績報告

① 課題対応アドバイス事業及び課題達成支援事業

課題対応アドバイス事業及び課題達成支援事業に係る派遣受入団体は、当該年度における最終派遣を受けた後、当該最終派遣の終了日の翌日から起算して30日以内に、別に定める「実績報告書」をWebシステムにより提出することとする。

② 啓発・研修事業

啓発・研修事業に係る派遣受入団体は、研修会等が1回終了する都度、当該研修会等の終了日の翌日から起算して30日以内に、別に定める「実績報告書」をWebシステムにより提出することとする。

(4) アドバイザーからの実績報告

① 課題対応アドバイス事業及び課題達成支援事業

課題対応アドバイス事業及び課題達成支援事業により市区町村・公営企業へ派遣されたアドバイザーは、当該年度におけるアドバイスの終了後、当該最終派遣の終了日の翌日から起算して30日以内に、別に定める「アドバイス実績報告書」をWebシステムにより提出することとする。

② 啓発・研修事業

啓発・研修事業により都道府県へ派遣されたアドバイザーは、当該年度における研修会等の終了後、当該最終派遣の終了日の翌日から起算して 30 日以内に、別に定める「アドバイス実績報告書」を Web システムにより提出することとする。

9. アドバイザーの責務

- (1) アドバイザーは、公正にアドバイスを行うものとし、特定の事業者等に不当な 利益又は不利益を与えるような助言等を行ってはならない。
- (2) アドバイザーは、派遣受入団体が当該アドバイザーに開示し、かつ開示の際に

秘密である旨を明示した情報については、本アドバイスの目的以外には使用して はならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

- (3) アドバイザーの委嘱期間は令和5年度までとする。
- (4) アドバイザーがアドバイザー派遣実施中に交通事故等の被害に遭っても、総務 省及び機構からの補償等は行われないことに留意し、必要な対応をとること。
- (5) 総務省又は機構から事業の実施状況等について報告を求められた場合は、必要な対応をとること。

10. 都道府県の市区町村担当課及びDX推進担当課の関与

課題達成支援事業については、都道府県の市区町村担当課又はDX推進担当課の職員は、可能な限りアドバイザーに同行することとする(12.(1)に掲げるオンラインによる形式の場合であっても、可能な限り、オンライン形式又は対面形式でアドバイスに参加することとする。)。

11. 謝金及び旅費の支払い

機構は、8. (1)の「実施報告書」及び8. (2)の「アドバイス実施報告書」を確認した上で、別に定めるところにより、派遣1回ごとにアドバイザーに対して謝金及び旅費を支払う。

12. その他

(1) 課題対応アドバイス事業及び課題達成支援事業にあっては対面形式によることを原則とし、啓発・研修事業にあっては集合形式によることを原則とする。

ただし、オンラインの形式によりアドバイスを受けることについて、あらかじめ派遣受入団体とアドバイザーの間で合意がなされた場合には、オンラインでの形式によることができることとする。課題対応アドバイス事業及び課題達成支援事業をオンライン形式で実施する場合、アドバイザーは、あらかじめ派遣受入団体との間で関係資料の書面による共有及び質疑事項の共有等を行うとともに、事後のフォローを十分に行うなど、対面形式の場合と同等以上の効果が得られるよう努めるものとする。

なお、オンラインでの形式で実施する場合には、当該回における旅費は支給されない。

- (2) 啓発・研修事業として実施する研修会等のアドバイザーは、当該研修会等の終了後1か月間、出席者又は派遣受入団体からの質問を受け付けるものとする。質問がある場合、派遣受入団体は、出席者等から提出された別に定める質問票を取りまとめ、アドバイザー及び機構に提出するものとする。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

【経営戦略の策定】

経営戦略の策定予定年度が「令和5年度以降」又は「未定」の事業

都道府県名	団体名	事業名	会計名(施設名)
北海道	岩内町	宅地造成事業(臨海土地造成:法非適用)	岩内町臨海部土地造成事業特別会計
北海道	栗山町	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	住宅団地造成事業特別会計、工業団地造成事業特別会計
岩手県	奥州金ケ崎行政事務組合(普通会 計分)	水道事業(上水道:用水供給)	胆江広域水道用水供給事業
宮城県	仙台市	市場事業(法非適用)	仙台市中央卸売市場事業特別会計
宮城県	仙台市	駐車場整備事業(法非適用)	仙台市駐車場事業特別会計
宮城県	気仙沼市	市場事業(法非適用)	地方卸売市場気仙沼市魚市場
宮城県	丸森町	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	丸森町役場
宮城県	色麻町	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	色麻町工業団地整備事業特別会計
秋田県	横手市	観光施設事業 (休養宿泊施設:法非適用)	横手市市営温泉施設特別会計
山形県	米沢市	と畜場事業 (法非適用)	米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計
福島県	いわき市	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	温泉給湯事業特別会計
福島県	喜多方市	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	工業団地造成事業特別会計、都市計画事業塩川駅西土地区画整理事業特別会計
福島県	二本松市	市場事業(法非適用)	特別会計(二本松市公設地方卸売市場)
福島県	西会津町	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	西会津町工業団地造成事業特別会計、西会津町住宅団 地造成事業特別会計
福島県	柳津町	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	土地取得事業特別会計
福島県	泉崎村	宅地造成事業(その他造成:法適用)	泉崎村住宅用地造成事業、泉崎村工業用地造成事業
福島県	大熊町	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	大熊町住宅団地造成事業特別会計・大熊町工業団地造 成事業特別会計

都道府県名	団体名	事業名	会計名 (施設名)
福島県	大熊町	下水道事業(特定環境保全公共下水道:法非適用)	大熊町特定環境保全公共下水道事業特別会計
福島県	大熊町	下水道事業(農業集落排水施設:法非適用)	大熊町農業集落排水事業特別会計
福島県	双葉町	下水道事業(公共下水道:法非適用)	公共下水道事業特別会計
福島県	浪江町	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	浪江町宅地造成事業特別会計
福島県	双葉地方広域市町村圏組合	下水道事業(公共下水道:法非適用)	下水道事業特別会計
茨城県	古河市	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	ゴルフ場特別会計
茨城県	坂東市	水道事業(上水道:末端給水)	水道事業会計
栃木県	足利市	工業用水道事業	足利市工業用水道事業会計
栃木県	那須塩原市	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	温泉事業特別会計
群馬県	みどり市	下水道事業(公共下水道:法適用)	みどり市公共下水道事業
群馬県	みどり市	水道事業(簡易水道:法適用)	公営企業会計
群馬県	みどり市	電気事業(法非適用)	太陽光発電事業特別会計
群馬県	みどり市	下水道事業(農業集落排水施設:法非適用)	農業集落排水施設
群馬県	みどり市	下水道事業(個別排水処理施設:法非適用)	個別排水処理施設
千葉県	千葉市	市場事業(法非適用)	地方卸売市場事業特別会計
千葉県	千葉市	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	千葉市動物公園事業特別会計
千葉県	木更津市	市場事業(法非適用)	公設地方卸売市場特別会計
千葉県	木更津市	駐車場整備事業(法非適用)	一般会計
千葉県	佐倉市	下水道事業(農業集落排水施設:法非適用)	農業集落排水事業特別会計
千葉県	神崎町	水道事業(上水道:末端給水)	水道事業
千葉県	芝山町	下水道事業(特定地域生活排水処理施設:法非適用)	共同浄化槽事業特別会計
東京都	練馬区	駐車場整備事業(法非適用)	公共駐車場会計

都道府県名	団体名	事業名	会計名(施設名)
東京都	葛飾区	駐車場整備事業(法非適用)	駐車場事業特別会計
東京都	武蔵野市	水道事業(上水道:末端給水)	水道事業(上水道:末端給水)
東京都	昭島市	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	昭島市中神土地区画整理事業特別会計
神奈川県	川崎市	市場事業(法非適用)	卸売市場事業特別会計
神奈川県	相模原市	駐車場整備事業(法非適用)	自動車駐車場事業会計
新潟県	長岡市	駐車場整備事業(法非適用)	一般会計
新潟県	十日町市	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	松之山温泉配湯事業特別会計
富山県	富山市	市場事業(法非適用)	公設地方卸売市場事業特別会計
富山県	上市町	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	地域開発事業特別会計
石川県	金沢市	と畜場事業 (法非適用)	一般会計
石川県	白山市	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	温泉事業特別会計
石川県	白山市	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	工業団地造成事業特別会計
石川県	能美市	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	能美市温泉事業特別会計
石川県	内灘町	電気事業(法非適用)	内灘町新エネルギー事業特別会計
福井県	鯖江市	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	総合開発特別会計
山梨県	甲斐市	下水道事業 (農業集落排水施設:法非適用)	農業集落排水事業特別会計
長野県	安曇野市	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	安曇野市産業団地造成事業特別会計
長野県	筑北村	観光施設事業 (休養宿泊施設:法非適用)	とくら温泉施設特別会計、冠着温泉施設特別会計
長野県	筑北村	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	差切温泉施設特別会計
長野県	栄村	観光施設事業(索道:法非適用)	スキー場特別会計
岐阜県	多治見市	水道事業(上水道:末端給水)	水道事業会計
岐阜県	多治見市	駐車場整備事業(法非適用)	駐車場事業特別会計

都道府県名	団体名	事業名	会計名 (施設名)
岐阜県	可茂公設地方卸売市場組合	市場事業(法非適用)	可茂公設地方卸売市場組合一般会計
静岡県	静岡市	駐車場整備事業(法非適用)	静岡市駐車場事業会計
静岡県	伊豆市	観光施設事業 (その他観光施設:法適用)	伊豆市温泉事業会計
愛知県	名古屋市	市場事業(法非適用)	名古屋市市場及びと畜場特別会計
愛知県	名古屋市	と畜場事業(法非適用)	名古屋市市場及びと畜場特別会計
愛知県	名古屋市	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	名古屋城天守閣特別会計
愛知県	豊橋市	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	総合動植物公園事業特別会計(豊橋総合動植物公園)
三重県	伊勢市	駐車場整備事業(法非適用)	観光交通対策特別会計
三重県	志摩市	駐車場整備事業(法非適用)	一般会計
三重県	伊賀市	駐車場整備事業(法非適用)	駐車場事業特別会計
三重県	玉城町	下水道事業 (農業集落排水施設:法非適用)	玉城町農業集落排水事業特別会計
三重県	紀宝町	下水道事業(特定地域生活排水処理施設:法非適用)	紀宝町営浄化槽整備推進事業特別会計
滋賀県	栗東市	下水道事業 (農業集落排水施設:法非適用)	農業集落排水事業特別会計
京都府	井手町	下水道事業(公共下水道:法非適用)	井手町公共下水道事業
大阪府	茨木市	駐車場整備事業(法非適用)	一般会計
大阪府	松原市	水道事業(上水道:末端給水)	松原市水道事業
大阪府	松原市	下水道事業(公共下水道:法適用)	松原市下水道事業
大阪府	羽曳野市	と畜場事業(法非適用)	と畜場特別会計
兵庫県	神戸市	港湾整備事業(法適用)	神戸市港湾事業会計
兵庫県	姫路市	市場事業(法非適用)	姫路市卸売市場事業特別会計
兵庫県	尼崎市	市場事業(法非適用)	特別会計地方卸売市場事業費会計
奈良県	五條市	下水道事業 (農業集落排水施設:法非適用)	五條市農業集落排水特別会計

都道府県名	団体名	事業名	会計名(施設名)
奈良県	天川村	下水道事業(特定環境保全公共下水道:法非適用)	天川村下水道事業特別会計
奈良県	天川村	水道事業(簡易水道:法非適用)	天川村簡易水道事業特別会計
奈良県	野迫川村	観光施設事業 (休養宿泊施設:法非適用)	野迫川村温泉事業特別会計
奈良県	十津川村	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	十津川村十津川温泉事業特別会計・十津川村湯泉地温 泉事業特別会計
和歌山県	和歌山市	市場事業(法非適用)	卸売市場事業
和歌山県	和歌山市	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	土地造成事業特別会計
和歌山県	印南町	下水道事業(個別排水処理施設:法非適用)	印南町個別排水処理事業
和歌山県	上富田町	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	特別会計宅地造成事業
和歌山県	那智勝浦町	市場事業(法非適用)	勝浦地方卸売市場特別会計
鳥取県	鳥取市	観光施設事業 (休養宿泊施設:法非適用)	観光施設運営事業費特別会計
鳥取県	鳥取市	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	鳥取市温泉事業費特別会計
鳥取県	鳥取市	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	土地区画整理費特別会計
鳥取県	境港市	駐車場整備事業(法非適用)	駐車場費特別会計
鳥取県	江府町	観光施設事業(索道:法非適用)	江府町索道事業特別会計
岡山県	総社市	観光施設事業 (休養宿泊施設:法非適用)	国民宿舎事業費特別会計
岡山県	赤磐市	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	宅地等開発事業特別会計
岡山県	美作市	観光施設事業(その他観光施設:法非適用)	都市と農村の交流施設特別会計
岡山県	和気町	駐車場整備事業(法非適用)	和気町駐車場事業特別会計
岡山県	新庄村	宅地造成事業(その他造成:法非適用)	新庄村造成事業特別会計
広島県	広島市	市場事業(法非適用)	広島市中央卸売市場事業特別会計
広島県	広島市	と畜場事業(法非適用)	広島市中央卸売市場事業特別会計
広島県	広島市	観光施設事業(休養宿泊施設:法非適用)	国民宿舎湯来ロッジ等特別会計

別添 2

都道府県名	団体名	事業名	会計名 (施設名)
香川県	高松市	と畜場事業(法非適用)	食肉センター特別会計
愛媛県	西条市	港湾整備事業(法非適用)	港湾上屋事業特別会計
高知県	高知市	観光施設事業 (休養宿泊施設:法非適用)	国民宿舎運営事業特別会計
高知県	須崎市	交通事業(船舶運航:法非適用)	巡航船事業特別会計
福岡県	北九州市	駐車場整備事業(法非適用)	駐車場特別会計
福岡県	福岡市	交通事業(船舶運航:法非適用)	市営渡船事業特別会計
福岡県	福岡市	港湾整備事業(法非適用)	港湾整備事業特別会計
福岡県	福岡市	宅地造成事業 (臨海土地造成:法非適用)	港湾整備事業特別会計
福岡県	久留米市	市場事業(法非適用)	卸売市場事業特別会計
福岡県	久留米市	駐車場整備事業(法非適用)	駐車場事業特別会計
福岡県	飯塚市	工業用水道事業	飯塚市工業用水道事業会計
福岡県	飯塚市	駐車場整備事業(法非適用)	駐車場事業特別会計
福岡県	宗像市	交通事業(船舶運航:法非適用)	渡船事業特別会計
福岡県	久山町	水道事業(上水道:末端給水)	久山町水道事業会計
福岡県	小竹町	水道事業(上水道:末端給水)	小竹町水道事業特別会計
佐賀県	佐賀市	交通事業(自動車運送)	自動車運送事業
熊本県	西原村	水道事業(簡易水道:法非適用)	西原村中央簡易水道事業
熊本県	水上村	水道事業(簡易水道:法非適用)	水上村簡易水道特別会計
鹿児島県	南さつま市	下水道事業(公共下水道:法適用)	下水道事業会計

合計 124事業

【公営企業会計の適用】

公営企業会計の適用予定時期が「令和6年4月2日以降」又は「未定」の重点事業

都道府県名	団体名	対象事業
北海道	羽幌町	簡易水道事業
北海道	本別町	簡易水道事業
北海道	足寄町	簡易水道事業
秋田県	大館市	下水道事業(農業集落排水施設、特定地域生活排水処理施設)
秋田県	八峰町	下水道事業(特定地域生活排水処理施設)
秋田県	美郷町	下水道事業(公共下水道、農業集落排水施設)
福島県	檜枝岐村	簡易水道事業、下水道事業(特定環境保全公共下水道)
福島県	富岡町	下水道事業(公共下水道、農業集落排水施設)
福島県	大熊町	下水道事業(特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設)
福島県	浪江町	下水道事業(農業集落排水施設)
茨城県	日立市	下水道事業(特定地域生活排水処理施設)
群馬県	南牧村	簡易水道事業、下水道事業(特定地域生活排水処理施設)
群馬県	甘楽町	下水道事業(農業集落排水施設)
新潟県	刈羽村	下水道事業(農業集落排水施設、個別排水処理施設)
福井県	美浜町	簡易水道事業
山梨県	甲斐市	下水道事業(農業集落排水施設)
山梨県	富士川町	下水道事業(農業集落排水施設)
静岡県	森町	簡易水道事業
三重県	熊野市	簡易水道事業
滋賀県	長浜市	下水道事業(農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設、個別排水処理施設)
滋賀県	栗東市	下水道事業(農業集落排水施設)

都道府県名	団体名	対象事業
京都府	井手町	簡易水道事業
奈良県	五條市	下水道事業(農業集落排水施設)
奈良県	平群町	下水道事業(農業集落排水施設)
奈良県	吉野町	下水道事業(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設)
広島県	東広島市	下水道事業(特定地域生活排水処理施設)
山口県	上関町	下水道事業(農業集落排水施設、漁業集落排水施設)
高知県	南国市	下水道事業(農業集落排水施設)
高知県	馬路村	簡易水道事業
福岡県	北九州市	下水道事業(漁業集落排水施設)
福岡県	久留米市	下水道事業(農業集落排水施設、特定地域生活排水処理施設)
福岡県	飯塚市	下水道事業(農業集落排水施設)
長崎県	佐世保市	下水道事業(漁業集落排水施設)
熊本県	玉名市	下水道事業(特定地域生活排水処理施設)
熊本県	相良村	簡易水道事業、下水道事業(農業集落排水施設)
熊本県	球磨村	簡易水道事業
大分県	臼杵市	下水道事業(特定地域生活排水処理施設)
大分県	由布市	下水道事業(農業集落排水施設)
大分県	姫島村	簡易水道事業、下水道事業(特定環境保全公共下水道、漁業集落排水施設)
宮崎県	諸塚村	簡易水道事業、下水道事業(特定環境保全公共下水道)
宮崎県	高千穂町	簡易水道事業
鹿児島県	三島村	簡易水道事業、下水道事業(特定地域生活排水処理施設)

【地方公会計の整備・活用】

直近2年間(R2~R3年度)の決算に係る財務書類又は固定資産台帳の作成・更新が、各決算年度の翌年度末までに作成できていない団体

※なお、令和3年度決算に係る財務書類及び固定資産台帳について、令和4年度末までに作成・更新した団体については、対象外とする。

都道府県名	団体名	都道府県名	団体名	都道府県名	団体名	都道府県名	団体名	都道府県名	団体名
北海道	小樽市	福島県	双葉町	新潟県	佐渡市	大阪府	河南町	福岡県	中間市
北海道	帯広市	福島県	浪江町	新潟県	南魚沼市	兵庫県	洲本市	福岡県	志免町
北海道	知内町	茨城県	結城市	新潟県	湯沢町	兵庫県	相生市	福岡県	東峰村
北海道	古平町	茨城県	高萩市	富山県	氷見市	兵庫県	加古川市	福岡県	川崎町
北海道	由仁町	茨城県	北茨城市	富山県	舟橋村	兵庫県	小野市	福岡県	吉富町
北海道	士幌町	茨城県	ひたちなか市	富山県	上市町	兵庫県	丹波篠山市	福岡県	上毛町
北海道	広尾町	茨城県	坂東市	富山県	入善町	兵庫県	南あわじ市	佐賀県	有田町
北海道	陸別町	茨城県	美浦村	石川県	輪島市	兵庫県	たつの市	長崎県	東彼杵町
北海道	浦幌町	茨城県	五霞町	石川県	宝達志水町	兵庫県	香美町	長崎県	川棚町
青森県	十和田市	茨城県	境町	石川県	能登町	奈良県	大和郡山市	熊本県	人吉市
青森県	平川市	栃木県	足利市	福井県	おおい町	奈良県	宇陀市	熊本県	荒尾市
岩手県	一関市	群馬県	みどり市	静岡県	函南町	奈良県	田原本町	熊本県	山鹿市
岩手県	滝沢市	群馬県	上野村	静岡県	清水町	奈良県	東吉野村	熊本県	御船町
岩手県	矢巾町	群馬県	長野原町	静岡県	森町	和歌山県	海南市	熊本県	芦北町
岩手県	大槌町	群馬県	草津町	愛知県	春日井市	和歌山県	橋本市	熊本県	山江村
岩手県	普代村	群馬県	東吾妻村	愛知県	犬山市	和歌山県	紀美野町	宮崎県	西都市
宮城県	角田市	群馬県	大泉町	愛知県	みよし市	和歌山県	古座川町	鹿児島県	出水市
宮城県	岩沼市	埼玉県	志木市	愛知県	扶桑町	鳥取県	倉吉市	沖縄県	那覇市
宮城県	大崎市	埼玉県	滑川町	愛知県	南知多町	鳥取県	境港市	沖縄県	南大東村
宮城県	七ヶ浜町	埼玉県	美里町	愛知県	豊根村	島根県	江津市	合計	159団体
宮城県	女川町	千葉県	勝浦市	三重県	鈴鹿市	島根県	津和野町		
秋田県	北秋田市	東京都	青梅市	京都府	宮津市	岡山県	笠岡市		
山形県	寒河江市	東京都	清瀬市	京都府	笠置町	岡山県	早島町		
山形県	尾花沢市	東京都	羽村市	京都府	京丹波町	岡山県	新庄村		
山形県	中山町	東京都	奥多摩町	京都府	与謝野町	岡山県	鏡野町		
山形県	最上町	東京都	青ヶ島村	大阪府	高槻市	岡山県	西粟倉村		
福島県	二本松市	神奈川県	横須賀市	大阪府	茨木市	広島県	竹原市		
福島県	南相馬市	神奈川県	鎌倉市	大阪府	泉佐野市	広島県	三次市		
福島県	下郷町	神奈川県	逗子市	大阪府	寝屋川市	広島県	庄原市	_	
福島県	檜枝岐村	神奈川県	三浦市	大阪府	箕面市	広島県	府中町		
福島県	三島町	神奈川県	真鶴町	大阪府	門真市	山口県	下関市		
福島県	西郷村	新潟県	三条市	大阪府	摂津市	愛媛県	今治市	_	
福島県	矢祭町	新潟県	柏崎市	大阪府	四條畷市	高知県	日高村		
福島県	塙町	新潟県	加茂市	大阪府	豊能町	福岡県	飯塚市		
福島県	川内村	新潟県	糸魚川市	大阪府	熊取町	福岡県	行橋市	_	

別添 2

【公共施設等総合管理計画の見直し】

- 必須事項(※1)を盛り込んだ公共施設等総合管理計画の見直しの完了が令和5年度以降となる市区町村
- ※令和4年9月30日時点で必須事項を盛り込んだ公共施設等総合管理計画の見直しが令和5年度以降となる見込みの団体は以下のとおり (この時点での見込みに関わらず、公共施設等総合管理計画の見直しが令和4年度末までに完了しない団体が課題達成支援事業の対象)

都道府県名	団体名	都道府県名	団体名	都道府県名	団体名	都道府県名	団体名	都道府県名	団体名	都道府県名	団体名
	帯広市		大熊町		北区		豊橋市	岡山県	新庄村	沖縄県	南城市
	三笠市	福島県	双葉町 (※2)		荒川区	愛知県	豊田市	広島県	廿日市市	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	北大東村
	根室市		浪江町		練馬区	发和宗	常滑市	香川県	坂出市	合計	127 団体
	福島町		水戸市		足立区		知多市		宇和島市		-
	泊村		牛久市		三鷹市	三重県	伊勢市	愛媛県	東温市		
 北海道	南幌町	 茨城県	ひたちなか市	東京都	青梅市	二里宗	東員町		砥部町		
11/#坦	由仁町	次拠宗	守谷市		羽村市		湖南市		室戸市		
	東神楽町		筑西市		西東京市	滋賀県	東近江市		土佐清水市]	
	南富良野町		かすみがうら市		檜原村		多賀町	高知県	北川村		
	猿払村	栃木県	足利市		奥多摩町	大阪府	貝塚市	同和朱	馬路村]	
	豊浦町	伽小乐	高根沢町		小笠原村		箕面市		中土佐町		
	池田町		桐生市	神奈川県	鎌倉市		柏原市		三原村		
	花巻市		渋川市		三浦市		摂津市		豊前市		
	釜石市	群馬県	藤岡市		海老名市		豊能町		春日市		
岩手県	二戸市		みどり市		座間市		忠岡町	福岡県	岡垣町		
	葛巻町		榛東村		清川村		河南町	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	大刀洗町		
	紫波町	千葉県	松戸市		三条市	奈良県	高取町		広川町		
宮城県	多賀城市	一条示	富里市	新潟県	新発田市		有田市		みやこ町		
百%东	南三陸町		千代田区	利加木	魚沼市		九度山町		唐津市		
秋田県	仙北市		港区		粟島浦村	和歌山県	印南町		多久市		
山形県	中山町		新宿区	富山県	上市町		那智勝浦町	佐賀県	嬉野市		
山心坑	最上町	東京都	文京区 石川県 志賀町		北山村		有田町]			
	桑折町		台東区	岐阜県	岐南町	島根県	邑南町		白石町		
福島県	会津坂下町		品川区	静岡県	富士市	西似木	知夫村	鹿児島県	与論町		
	柳津町		豊島区	ᄍᄜᄠ	吉田町	岡山県	高梁市	沖縄県	宮古島市		

^{※1 「}令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知)に記載の必須事項

【自治体情報システム標準化・共通化】

令和5年1月末時点で、標準化PMOツールにおいて全ての業務について、「①-1推進体制案の作成」を未実施と報告している町村

午 月木□	守只 じ、1	票準化PMOじ	ールにお	いて全て	. の耒務に	ついて、	□□□推進	体制系(ノ作队」	と木美ル	と報告し	こている	山小
都道府県名							団体名						
北海道	新篠津村	木古内町	鹿部町	長万部町	上ノ国町	厚沢部町	乙部町	黒松内町	喜茂別町	神恵内村	積丹町	余市町	赤井川村
	由仁町	長沼町	月形町	浦臼町	沼田町	東川町	南富良野町	和寒町	下川町	美深町	幌加内町	猿払村	浜頓別町
	枝幸町	礼文町	斜里町	訓子府町	滝上町	興部町	西興部村	大空町	豊浦町	厚真町	洞爺湖町	浦河町	様似町
	中札内村	広尾町	豊頃町	陸別町	鶴居村	白糠町	別海町						
青森県	今別町	外ヶ浜町	鰺ヶ沢町	西目屋村	藤崎町	大鰐町	板柳町	中泊町	七戸町	横浜町	東北町	東通村	佐井村
	三戸町	階上町											
岩手県	葛巻町	普代村											
宮城県	七ヶ宿町	大河原町	川崎町	亘理町	山元町	大和町	色麻町	加美町	美里町	女川町	南三陸町		
秋田県	井川町												
福島県	国見町	鏡石町	天栄村	檜枝岐村	只見町	北塩原村	猪苗代町	湯川村	柳津町	三島町	昭和村	泉崎村	中島村
	矢祭町	石川町	平田村	浅川町	広野町	楢葉町	富岡町	双葉町	浪江町	新地町			
茨城県	茨城町	城里町	境町	利根町									
群馬県	榛東村	神流町	嬬恋村	川場村	明和町								
埼玉県	皆野町	神川町											
千葉県	多古町	東庄町	長生村	長柄町									
東京都	檜原村	利島村	神津島村	御蔵島村	八丈町	青ヶ島村							
神奈川県	大井町	山北町	湯河原町	清川村									
新潟県	聖籠町	田上町	湯沢町	津南町	刈羽村	関川村	粟島浦村						
石川県	志賀町	宝達志水町	中能登町										
福井県	永平寺町	美浜町	若狭町										
長野県	川上村	立科町	青木村	辰野町	宮田村	松川町	高森町	平谷村	下條村	売木村	泰阜村	豊丘村	麻績村
	朝日村	池田町	野沢温泉村										
岐阜県	岐南町	養老町	垂井町	神戸町	安八町	坂祝町	東白川村						

都道府県名						<u> </u>]体名						
静岡県	函南町	森町											
愛知県	豊根村												
滋賀県	愛荘町												
京都府	井手町	与謝野町											
大阪府	島本町	豊能町	熊取町	田尻町	岬町	河南町	千早赤阪村						
兵庫県	神河町	佐用町	新温泉町										
奈良県	山添村	斑鳩町	三宅町	曽爾村	御杖村	大淀町	野迫川村	十津川村	下北山村	上北山村	川上村	東吉野村	
和歌山県	かつらぎ町	高野町	湯浅町	美浜町	太地町								
鳥取県	若桜町	琴浦町	南部町	江府町									
島根県	奥出雲町	川本町	邑南町	津和野町	吉賀町								
岡山県	新庄村	鏡野町	西粟倉村										
広島県	海田町	大崎上島町											
徳島県	上勝町	神山町	海陽町	板野町	東みよし町								
香川県	三木町												
愛媛県	上島町	久万高原町	砥部町	鬼北町									
高知県	東洋町	奈半利町	田野町	安田町	芸西村	本山町	大豊町	土佐町	大川村	仁淀川町	梼原町	日高村	四万十町
福岡県	篠栗町	新宮町	桂川町	東峰村	福智町	吉富町	上毛町						
佐賀県	江北町	白石町	太良町										
長崎県	東彼杵町	佐々町											
熊本県	美里町	長洲町	産山村	高森町	西原村	御船町	甲佐町	錦町	多良木町	相良村	五木村	山江村	球磨村
大分県	姫島村	日出町	九重町	玖珠町									
鹿児島県	十島村	湧水町	東串良町	錦江町	屋久島町	天城町	伊仙町	与論町					
沖縄県	国頭村	大宜味村	今帰仁村	本部町	恩納村	金武町	伊江村	読谷村	嘉手納町	北谷町	西原町	渡嘉敷村	粟国村
	渡名喜村	北大東村	伊平屋村	伊是名村	久米島町	多良間村	竹富町	与那国町					

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー取組分野 一覧

<u>氏名:</u>

【公営企業関係】

	下記のうち、助言可能な事業に〇を付してください(複数回答可)						
		1	水道事業		11	船舶事業	
		2	簡易水道事業		12	港湾整備事業	
		3	工業用水道事業		13	市場事業	
対		4	軌道事業		14	と畜場事業	
対 象 事 業		5	自動車運送事業		15	観光施設事業	
業		6	鉄道事業		16	宅地造成事業	
		7	電気事業		17	駐車場整備事業	
		8	ガス事業		18	介護サービス事業	
		9	病院事業		19	その他事業()	
		10	下水道事業		20	第三セクター	

	下訂	「記の取組分野のうち、該当するものに〇を付してください(複数回答可)						
			1	地方公営企業法の適用		8	料金改定	
			2	DX・GXの取組		9	PPP/PFI、包括的民間委託、指定管理者制度	
	事		3	経営戦略の策定・改定		10	施設の統合・廃止	
	業共		4	公立病院経営強化プランの策定及び経 営強化の取組		11	経営診断・コスト分析	
	通		5	上下水道の広域化		12	維持管理コストの効率化	
			6	第三セクターの経営健全化		13	その他()	
			7	事業廃止、民営化·民間譲渡				
		水道事	業・エ	業用水道事業	病院事業			
取			1	水道料金関係(滞納整理等)		1	地域医療提供体制の機能分化・連携強化	
組分			2	アセットマネジメント		2	医師等の確保・働き方改革	
野			3	施設の統廃合・共同利用(広域連携含む)		3	経営形態の見直し	
	各		4	システム導入・更新(システム共同利用による広域連携含む)		4	経費削減等の病院経営の効率化	
	事	軌道事業·自動車運送事業·鉄道事業·船舶事業				5	診療報酬の最適化	
	業分		1	運転手・技術職員の確保対策		6	病院建替の基本構想・建替計画の策定	
	野		2	運転手の労務管理		7	病院建設費のコスト削減	
			3	車両(船舶)整備の低コスト化		8	病床機能転換及び診療体制の一体的見直し (公立病院医療提供体制確保支援事業の基礎的 支援)	
		電気事業・ガス事業			下水道	事業		
			1	技術職員の確保対策		1	施設建設コスト(老朽化対策含む)の効率化	
			2	原材料調達の低コスト化		2	システム導入・更新(システム共同利用による広域連携含む)	

【地方公会計の整備・活用関係】

	下記の取組分野のうち、該当するものに〇を付してください(複数回答可)					
_		1	固定資産台帳の整備・早期更新			
取		2	財務書類の整備・早期作成			
組 分		3	施設別・事業別等の財務書類の作成・活用			
野		4	公共施設マネジメントへの活用			
		5	公会計情報(指標等)を用いた財政分析			
		6	その他()			

【公共施設等総合管理計画の見直し・実行関係】

取	下記の取組分野のうち、該当するものに〇を付してください(複数回答可)						
		1	中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み等の推計				
組		2	公共施設等に係る方針の策定・取組(更新・長寿命化、統合・廃止等)の支援				
分 野		3	全庁的な体制の構築やPDCAサイクルの確立(数値目標の設定を含む)				
		4	総合管理計画の予算編成等への活用				
		5	その他()				

【地方公共団体のDX関係】

	下記の取組分野のうち、該当するものに〇を付してください(複数回答可)				
		1	情報システムの標準化・共通化		
取		2	マイナンバーカードの利活用の推進		
組		3	行政手続のオンライン化		
分		4	データ利活用・EBPM		
野		5	BPR·業務改革		
		6	デジタル人材の育成		
		7	その他()		